

別紙

諮問第981号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、実施機関が処分を取り消した部分を除くその他の部分については、非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日付けで東京都公安委員会に申し立てた苦情（都公委第〇号）について、作成された文書」（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が令和4年3月9日付けで行った別表記載の一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、その取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、令和4年7月11日に本件一部開示決定を一部取り消し、本件対象保有個人情報2（1）イの担当者欄に記載された交通課長の氏名を開示したが、その他の処分は適正かつ妥当なものである。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求は、令和4年9月28日に審査会に諮問された。

審査会は、令和5年10月17日に実施機関から理由説明書を、同年11月22日に審査請求人から意見書を收受し、同年10月30日（第175回第三部会）及び同年11月27日（第176回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会の審議事項について

実施機関は、前記のとおり、令和4年7月11日に本件一部開示決定を一部取り消し、〇〇警察署の交通課長（以下「交通課長」という。）の氏名を開示していることから、審査会は本件一部開示決定のうち、交通課長の氏名以外の非開示部分の妥当性について審議する。

イ 苦情の処理手続について

実施機関における苦情の処理手続については、「広聴事案の処理手続に関する規程」（平成13年5月31日東京都公安委員会規程第3号）及び「広聴事案の処理手続に関する規程の運用について」（平成13年5月31日通達甲（副監．総．広．聴1）第16号）に定められており、東京都公安委員会宛ての苦情があった場合、東京都公安委員会室では広報課長を経由して苦情処理票、苦情申出書等を取扱所属長に送付するものとされ、送付を受けた取扱所属長は、担当幹部を指揮して事実関係等を調査し、その結果を広報課長に回答することとされている。

ウ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

交通課長の氏名を除く本件非開示情報1は、管理職ではない警察職員の氏名、年齢及び印影であり、これらは開示請求者以外の個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に該当する。

審査請求人は、非開示とされた実施機関の非管理職職員の氏名等について、条例16条2号ただし書ハに該当するため開示すべき旨主張する。

審査会が確認したところ、条例16条2号ただし書ハにおいて、公務員の職務遂行に関する情報は開示すべき旨定められているところ、「東京都個人情報の保護

に関する条例の施行について（通達）」（平成3年3月26日2情都個第26号）において、職務遂行情報に含まれる当該公務員等の氏名については、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」の規定、すなわち同号ただし書イの規定により開示又は非開示の判断を行うものとされている。

実施機関は、管理職である警察職員の氏名については人事異動の際の報道発表等により慣行として公にしているが、非管理職の警察職員の氏名については慣行として公にしていなると説明する。また、取扱いの現場においては、必要に応じて、非管理職職員であつても相手方に官職氏名を明らかにすることはあるものの、これは当該現場での取扱いに限ってのことであり、永続的に非管理職職員の氏名を公にする意図ではなく、非管理職職員の氏名については慣行として公にしていな旨説明する。

以上のことを踏まえて審査会が検討したところ、交通課長の氏名を除く本件非開示情報1は、法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報と認めることはできず、条例16条2号ただし書イには該当しない。また、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しない。

したがって、交通課長の氏名を除く本件非開示情報1は、条例16条2号に該当し、同条4号の該当性について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

（イ）本件非開示情報2の非開示妥当性について

本件非開示情報2には、審査請求人以外の個人が110番通報した内容及び警察職員に対して説明した内容が記載されており、これらは実施機関が条例16条2号及び6号に該当するとして非開示とした情報である。

審査会が検討したところ、これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるものと認められるため、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、これらの情報は、その内容の如何を問わず、通常第三者に明らかにされ

ることではないという信頼関係に基づいて通報等されているものと認められ、これらを開示することになれば、実施機関に対する信頼を損ね、今後の110番通報受理事務や事件事故があった際の対応に支障が生じるおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当する。

したがって、本件非開示情報2は、条例16条2号及び6号に該当し、非開示が妥当である。

審査請求人は、その他種々の主張をしているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、徳本 広孝、峰 ひろみ

別表

本件対象保有個人情報		本件非開示情報		非開示理由
1	広聴処理一覧簿 (〇〇警察署、令和〇年、審査請求人に係る部分)	1	警察職員の氏名	16条2号及び4号
2	苦情処理票 (令和〇年〇月〇日受理、受理番号 公安委員会室一〇号)			
	(1)	広報課保有のもの		
	ア	上段決裁欄が斜線で閉じられ、左上欄外に決裁欄がないもの。苦情申出の文書を含む。	1	警察職員の氏名及び印影 16条2号及び4号

	イ	上段決裁欄に印影があるもの。「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。	1	警察職員の氏名、印影及び年齢	16条2号及び4号
			2	上記以外の非開示とした部分（審査請求人以外の個人による110番通報内容及び説明内容）	16条2号及び6号
(2)	〇〇警察署保有のもの				
	ア	上段決裁欄が斜線で閉じられ、左上欄外に決裁欄があるもの。苦情の申出の文書を含む。	1	警察職員の氏名及び印影	16条2号及び4号
	イ	上段決裁欄が空欄のもの。「苦情申出に関する事実調査結果について」を含む。	1	警察職員の氏名、印影及び年齢	16条2号及び4号
			2	上記以外の非開示とした部分（審査請求人以外の個人による110番通報内容及び説明内容）	16条2号及び6号